

令和6年度全国高等学校総合体育大会 大分県食品・環境衛生対策実施要領

1 目的

この要領は、令和6年度全国高等学校総合体育大会大分県食品・環境衛生対策要領に基づき、大分県生活環境部食品・生活衛生課（県保健所を含む）（以下「県食品・生活衛生課（県保健所）」という。）、大分市保健所、令和6年度全国高等学校総合体育大会大分県実行委員会（以下「県実行委員会」という。）及び令和6年度全国高等学校総合体育大会会場地市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が実施する食品衛生対策について、基本的な事項を定め、もって令和6年度全国高等学校総合体育大会（以下「大会」という。）における食品・環境衛生を確保することを目的とする。

2 実施期間

この要領の実施期間は、令和5年10月10日から令和6年9月30日までとする。

3 基本方針

- (1) 県実行委員会及び市実行委員会は、県食品・生活衛生課（県保健所）、大分市保健所及び一般社団法人大分県食品衛生協会と連携して効果的に実施する。
- (2) 管轄県保健所（大分市については、大分市保健所）は、監視対象施設について、これまでの監視指導の経緯を踏まえ、計画的に監視指導、食品衛生講習会等を実施し、衛生水準の向上を図る。

4 実施方法

(1) 食品関係施設の留意事項

大会に関わる食品関係施設の管理運営に関する留意事項を次のとおり定める。

- | | |
|----------------------|-----|
| ア 宿泊施設における留意事項 | 別紙1 |
| イ 弁当調製施設における留意事項 | 別紙2 |
| ウ 弁当引換所設置における留意事項 | 別紙3 |
| エ 食品関係販売施設設置における留意事項 | 別紙4 |
| オ 会場内既設飲食店施設における留意事項 | 別紙5 |

(2) 食品関係施設に関する各種計画書の提出

県実行委員会及び市実行委員会は、表1に基づき、次の計画書を作成し、関係機関あてに提出する。

- | | |
|-------------------|---------|
| ア 配宿宿舎計画書 | 別紙様式1 |
| イ 弁当調達計画書 | 別紙様式2 |
| ウ 弁当引換所等設置計画書 | 別紙様式3 |
| エ 食品関係販売施設設置計画書 | 別紙様式4-1 |
| 食品関係販売施設の内容（個別表） | 別紙様式4-2 |
| オ 会場内既設飲食店施設営業予定書 | 別紙様式5 |

表1 各計画書の提出先

区 分	作成者	計画書提出先 及び提出期限	現地指導	備 考
ア 配宿宿舍計画書 イ 弁当調達計画書	県実行委員会	県食品・生活衛生課及び大分市保健所 令和6年 3月31日まで	管轄県保健所 (大分市については、 大分市保健所)	県食品・生活衛生課は、管轄県保健所(大分市保健所を除く)に監視・指導を依頼
ウ 弁当引換所等 設置計画書 エ 食品関係販売施設 設置計画書 オ 会場内既設飲食店 施設営業予定書	市実行委員会	管轄県保健所 (大分市については、大分市保健所) 大会開催の 2ヶ月前まで	管轄県保健所 (大分市については、 大分市保健所)	県実行委員会及び市実行委員会は、管轄県保健所(大分市については、大分市保健所)に監視・指導を依頼

(3) 新たに食品営業許可申請又は営業届が必要となる施設について

食品衛生法で定める営業施設については、県実行委員会及び市実行委員会は営業者に対して、管轄県保健所(大分市については、大分市保健所)に速やかに許可申請又は営業届出を行うよう連絡すること。

(4) 監視指導

管轄県保健所(大分市については、大分市保健所)は、表2に基づき、食品関係施設に対して計画的に立入検査等を実施し、効果的な監視・指導を行う。

表2 食品衛生監視・指導

	区 分	大会前	大会期間中	備 考
ア イ	配宿宿舍 弁当調達施設	立ち入り検査 (1回以上)	必要に応じて実施	衛生講習会の 対象
ウ エ	弁当引換所 食品関係販売施設	必要に応じて実施	必要に応じて実施	
オ	会場内既設飲食店	立ち入り検査 (1回以上)	必要に応じて実施	衛生講習会の 対象

(5) 「HACCPに沿った衛生管理」の実施確認及び指導

県食品・生活衛生課（県保健所）及び大分市保健所は、食品関係施設に対して、「HACCPに沿った衛生管理」実施状況の確認を行うとともに、実施が不十分な食品関係施設に対して助言・指導を行う。

(6) 普及啓発活動

県食品・生活衛生課（県保健所）及び大分市保健所は、一般社団法人大分県食品衛生協会と連携し、HACCPに関する知識の普及と導入状況の確認及び指導を行う。

(7) 衛生講習会

県実行委員会は、管轄県保健所（大分市については、大分市保健所）と協力して、監視対象施設の営業者、食品衛生責任者等を対象に、衛生管理体制の確立や食中毒の防止、衛生的な食品の取扱い等を内容とした講習会を大会前に実施すること。

(8) 緊急時の連絡体制の整備

県食品・生活衛生課（県保健所）、大分市保健所及び県実行委員会は、大会開催期間中における食中毒の発生時など、緊急時の処理体制を確立するため、別紙6-1、6-2に基づき連絡体制を整備すること。

(9) 食中毒等発生時の対応

ア 管轄県保健所（大分市については、大分市保健所）は、大会に係る施設から食中毒等が発生した時は、迅速、的確な措置を講ずること。また、県保健所にあつては、速やかに県食品・生活衛生課に連絡すること。

イ 連絡を受けた県食品・生活衛生課又は大分市保健所は、県実行委員会等関係機関に連絡すること。

ウ 県実行委員会又は市実行委員会が食中毒を確認した場合は、管轄県保健所（大分市については、大分市保健所）に速やかに電話連絡のうえ、概要について発生報告書（別紙様式6）等により、FAX、又はEメールで報告し、その指示を受けること。

(10) 監視指導実施結果報告書

管轄県保健所（大分市については、大分市保健所）は、この要領に基づく監視指導等の実施結果について、次の様式を参考に作成すること。また、令和6年9月30日までに県食品・生活衛生課を通じて県実行委員会に報告すること。市保健所にあつては、県実行委員会に直接報告すること。

ア 食品関係施設の監視指導結果

別紙様式7

イ 食品等の検査結果

別紙様式8